一般社団法人 日本病院会 会長 殿

厚生労働省医政局研究開発振興課

再生医療等提供計画等の記載要領等の改訂について

標記につきまして、別紙のとおり各都道府県・保健所設置市・特別区・地方厚生(支)局衛生主管部(局)宛に事務連絡を発出いたしましたので、御了知いただくとともに、貴下団体会員等に対する周知方よろしくお取り計らい願います。

都 道 府 県保健所設置市特 別 区地方厚生(支)局

衛生主管部(局)御中

厚生労働省医政局研究開発振興課

再生医療等提供計画等の記載要領等の改訂について

再生医療等の安全性の確保等に関する法律(平成25 年法律第85 号)による 再生医療等提供計画等の記載に係る留意事項等については、「再生医療等提供 計画等の記載要領等について」(平成26年11月21日付け厚生労働省医政局研究 開発振興課事務連絡(最終改正:令和2年12月25日)。以下「事務連絡」とい う。)によりお示ししているところです。

今般、再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則及び臨床研究法施 行規則の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第14号)が令和3年1月 28日付けで公布され、同年2月1日付けで施行されることに伴い、事務連絡の 別紙1-1 (再生医療等提供計画(様式第1)の記載要領等について)を別添 1の新旧対照表のとおり、事務連絡の別紙8 (細胞培養加工施設の構造設備チェックリスト)を別添2のとおり改訂することとしました。

つきましては、貴管下医療機関及び関係機関等に対し、周知徹底をお願いし ます。 ○ 再生医療等提供計画等の記載要領等について(平成 26 年 11 月 21 日付け厚生労働省医政局研究開発振興課事務連絡)別紙 1 - 1 (再生医療等提供計画 (様式第 1) の記載要領等について) 新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

	改 正 後	現 行
7	その他	7 その他
	・「個人情報の取扱いの方法」欄について	・「個人情報の取扱いの方法」欄について
	(略)	(略)
ļ	・「再生医療等を受けた個々の者の匿名化されたデータを共有する予	(新設)
	定」欄及び「上記予定の詳細」欄について	
	<u>説明文書及び同意文書の様式において明示されている、再生医療</u>	
	等を受けた個々の者の匿名化されたデータを共有する予定の有無、	
	及び予定がある場合に当該予定の詳細(いつどのような方法でどの	
	データを提供するか)を記載すること。	
	・「教育又は研修の方法」欄について	・「教育又は研修の方法」欄について
	(略)	(略)

細胞培養加工施設の構造設備チェックリスト

別添2

細胞培養加工施設の名称:	
,	

年 月 日

<u>記入年月日 : ___</u>

		照明及び換気	適切であり、かつ、清潔である
		常時居住する場所及び 不潔な場所との区別	明確に区別されている
		面積	作業を行うのに支障のない面積を有している
1	作業所	防じん、防虫及び防そ のための構造又は設備	有している
		廃水及び廃棄物の処理 を要する設備又は器具	備えている
		有嚢ガスの処理に要す る設備	有している
		(<u>いずれかを選択</u>)	有毒ガスを取扱わない
		出入口の構造	屋外に直接面する出入口(非常口を除く)なし
		(いずれかを選択)	上記以外(屋外からの汚染を防止するのに必要な 構造及び設備を有する)
	出入口及び窓 出入口及び窓 排水設備の構造 天井の構造 室内のパイプ、ダクト	出入口及び窓	閉鎖することができる
2		汚染を防止するために必要な構造である	
		ごみの落ちるおそれのない構造である	
	·		表面にごみがたまらない構造である
		等の設備 (<u>いずれかを選択</u>)	上記以外(清掃が容易な構造である)
1		温度及び必要に応じて	
3	作業室又は作業管理区 域	湿度の維持管理ができ る構造及び設備	有している
3		湿度の維持管理ができ る構造及び設備	有している なめらかでひび割れがなく、かつ、じんあいを発 生しないものである
3		湿度の維持管理ができ	なめらかでひび割れがなく、かつ、じんあいを発
	域	湿度の維持管理ができ る構造及び設備	なめらかでひび割れがなく、かつ、じんあいを発生しないものである 清掃が容易で、消毒液等による噴霧洗浄に耐える
		湿度の維持管理ができる構造及び設備 天井、壁及び床の表面	なめらかでひび割れがなく、かつ、じんあいを発生しないものである 清掃が容易で、消毒液等による噴霧洗浄に耐える ものである
	域	湿度の維持管理ができる構造及び設備 天井、壁及び床の表面 設備及び器具 排水設備の構造	なめらかでひび割れがなく、かつ、じんあいを発生しないものである 清掃が容易で、消毒液等による噴霧洗浄に耐える ものである 滅菌又は消毒が可能なものである 有害な廃水による汚染を防止するために適切な構
	域	湿度の維持管理ができる構造及び設備 天井、壁及び床の表面 設備及び器具	なめらかでひび割れがなく、かつ、じんあいを発生しないものである 清掃が容易で、消毒液等による噴霧洗浄に耐えるものである 滅菌又は消毒が可能なものである 有害な廃水による汚染を防止するために適切な構造のものである
	域	湿度の維持管理ができる構造及び設備 天井、壁及び床の表面 設備及び器具 排水設備の構造 排水口の設置状況 (いずれかを選択) 天井、壁及び床の表面	なめらかでひび割れがなく、かつ、じんあいを発生しないものである 清掃が容易で、消毒液等による噴霧洗浄に耐えるものである 滅菌又は消毒が可能なものである 有害な廃水による汚染を防止するために適切な構造のものである 排水口を設置していない 上記以外(作業室の汚染を防止するために必要な
	域	湿度の維持管理ができる構造及び設備 天井、壁及び床の表面 設備及び器具 排水設備の構造 排水口の設置状況 (<u>いずれかを選択</u>)	なめらかでひび割れがなく、かつ、じんあいを発生しないものである 清掃が容易で、消毒液等による噴霧洗浄に耐えるものである 滅菌又は消毒が可能なものである 有害な廃水による汚染を防止するために適切な構造のものである 排水口を設置していない 上記以外(作業室の汚染を防止するために必要な構造である) なめらかでひび割れがなく、かつ、じんあいを発生しないものであり、清掃が容易で、消毒液等に
	域	湿度の維持管理ができる構造及び設備 天井、壁及び床の表面 設備及び器具 排水設備の構造 排水口の設置状況 (いずれかを選択) 天井、壁及び床の表面	なめらかでひび割れがなく、かつ、じんあいを発生しないものである 清掃が容易で、消毒液等による噴霧洗浄に耐えるものである 滅菌又は消毒が可能なものである 有害な廃水による汚染を防止するために適切な構造のものである 排水口を設置していない 上記以外(作業室の汚染を防止するために必要な構造である) なめらかでひび割れがなく、かつ、じんあいを発生しないものであり、清掃が容易で、消毒液等による噴霧洗浄に耐えるものである 上記以外(無菌操作が閉鎖式操作で行われ無菌性
4	清浄度管理区域	湿度の維持管理ができる構造及び設備 天井、壁及び床の表面 設備及び器具 排水設備の構造 排水口の設置状況 (いずれかを選択) 天井、壁及び床の表面 (いずれかを選択)	なめらかでひび割れがなく、かつ、じんあいを発生しないものである 清掃が容易で、消毒液等による噴霧洗浄に耐えるものである 滅菌又は消毒が可能なものである 有害な廃水による汚染を防止するために適切な構造のものである 排水口を設置していない 上記以外(作業室の汚染を防止するために必要な構造である) なめらかでひび割れがなく、かつ、じんあいを発生しないものであり、清掃が容易で、消毒液等による噴霧洗浄に耐えるものである 上記以外(無菌操作が閉鎖式操作で行われ無菌性が確保できるものである)
4	清浄度管理区域	湿度の維持管理ができる構造及び設備 天井、壁及び床の表面 設備及び器具 排水設備の構造 排水口の設置状況 (いずれかを選択) 天井、壁及び床の表面 (いずれかを選択) 設備及び器具	なめらかでひび割れがなく、かつ、じんあいを発生しないものである 清掃が容易で、消毒液等による噴霧洗浄に耐えるものである 滅菌又は消毒が可能なものである 有害な廃水による汚染を防止するために適切な構造のものである 排水口を設置していない 上記以外(作業室の汚染を防止するために必要な構造である) ないものであり、清掃が容易で、消毒液等による噴霧洗浄に耐えるものである 上記以外(無菌操作が閉鎖式操作で行われ無菌性が確保できるものである) 滅菌又は消毒が可能なものである 有害な廃水による汚染を防止するために適切な構

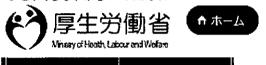
6	動物又は微生物を用いる 細胞加工物の製造に必要 物を取り扱う区域 (いずれかを選択)	試験を行う区域及び特定 のない動物組織又は微生		区別統に	細胞加工物の製造を行う他の区域から明確に されており、かつ、空気処理システムが別系 されている しない
	(<u>0.3 100.5 PSA(</u>)		1		
7	無菌操作を行う区域	構造及び設備 (いずれかを選択)		かつ び設	ルターにより処理された清浄な空気を供し、 、適切な差圧管理を行うために必要な構造及 備を有する
		(いりれかを選択)			以外(無菌操作が閉鎖式操作で行われ無菌性 保できる)
				適切	な陰圧管理を行うために必要な構造及び設備
8	病原性を持つ微生物を取 (いずれかを選択)	り扱う区域		を有	する
	(いり れいで 選択)			該当	しない
		た器具の洗浄、消毒及び			
9		廃液等の処理のための設		有し	ている
	備	<u> </u>		446 4	物等による特定細胞加工物等の汚染を防止す
10	空気処理システムの構造	: *.			物等による特定細胞加工物等の方米を閉立すめに適切な構造のものである
	<u></u>		l	-	
11	配管、バルブ及びベント	・フィルターの構造		使用	の目的に応じ、容易に清掃又は滅菌ができる
	·	<u> </u>			
		•		動物	を管理する施設を備えている
					使用動物を検査する区域が、他の区域から隔
'				╽╙	離されている
] ,				<u> </u>	害虫の侵入のおそれのない飼料の貯蔵設備を
					有している
			一	製造に使用する動物の飼育室と試験検査に使	
12	製造又は試験検査に使用	する動物を管理する施設	`		用する動物の飼育室をそれぞれ有している
'-	(<u>いずれかを選択</u>)				使用動物の飼育室は、他の区域と空気処理シ
					ステムが別系統にされている(野外での飼育
					が適当と認められる動物以外の場合のみ必
İ					須)
					接種室は動物の剖検室と分離されている(使 用動物に抗原等を接種する場合のみ必須)
		•		動物	を管理する施設は備えていない
 				特定	細胞加工物等及び資材を区分して、衛生的か
١		•	$ \sqcup $		全に貯蔵するために必要な設備を有する
13	貯蔵設備			恒温	装置、温度計その他必要な計器を備えたもの
			╏┕┙	であ	
\Box				施設	内に備えている
				二	密封状態検査の設備及び器具を備えている
				╽└┤	(密封状態検査を行う必要がある場合のみ必
				<u>L</u>	須)
	,				異物検査の設備及び器具を備えている
	e e				特定細胞加工物等及び資材の理化学試験の設
ĺ				l⊔	備及び器具を備えている
l	試験検査の設備及び器具 (施設内の設備を使用し	、かつ他の試験検査設備		<u> </u>	
14	又は試験検査機関等を使	用する場合は、両方を選		lacksquare	無菌試験の設備及び器具を備えている
	択)				発熱性物質試験の設備及び器具を備えている
				_	(発熱性物質試験を行う必要がある場合のみ 必須)
				<u> </u>	
					生物学的試験の設備及び器具を備えている
				_	(生物学的試験を行う必要がある場合のみ必 須)
.			<u> </u>	<u> </u>	/9./
				他の	試験検査設備又は試験検査機関等を利用する

この度、ご送付させて頂きました通知等につきましては、以下にも掲載をさせて頂いております。

厚生労働省 HP

ホーム> 政策について> 分野別の政策一覧> 健康・医療> 医療>

ひと、くらし、みらいのために



テーマ別に探す

報道 - 広報

政策について

↑ ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 医療

【再生医療について】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000150542_00001.html

○トピックス

2021年1月28日掲載

- ・再生医療等提供計画等の記載要領等の改訂について(令和3年1月28日事務連絡)「PDF形式:2.551KB]
- ・「「再生医療等の安全性の確保等に関する法律」、「再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行令」及び「再生 医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則」の取扱いについて」及び「臨床研究法施行規則の施行等につい て」の一部改正について(令和3年1月28日医政研発0128第1号)[PDF形式:1,377KB]
- ・再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則及び臨床研究法施行規則の一部を改正する省令の施行について (令和3年1月28日医政発0128第2号) [PDF形式:1,589KB]

【臨床研究法について】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000163417.html

- ○法令
- ・再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則及び臨床研究法施行規則の一部を改正する省令(令和 3 年厚生労働省令第 14 号)【令和 3 年 2 月 1 日施行】[511KB]
- ○通知・事務連絡
 - ・再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則及び臨床研究法施行規則の一部を改正する省令の施行について(令和3年1月28日医政発0128第2号厚生労働省医政局長通知)[1,511KB]
 - ・「「再生医療等の安全性の確保等に関する法律」、「再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行令」及び「再生 医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則」の取扱いについて」及び「臨床研究法施行規則の施行等につい て」の一部改正について(令和3年1月28日医政研発0128第1号厚生労働省医政局研究開発振興課長通知) [4,133KB]

改正後の通知全文につきましても、上記に掲載させて頂いておりますので、適宜ご参照ください。

一般社団法人 日本病院会 会長 殿

厚生労働省医政局長. (公印省略)

再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則及び臨床研究法施行規則の 一部を改正する省令の施行について

標記につきまして、別紙のとおり各都道府県知事、保健所設置市長、特別区長、 地方厚生(支)局長、認定再生医療等委員会設置者及び認定臨床研究審査委員会 設置者宛に通知いたしましたので、御了知の上、貴下団体会員等に対する周知方 よろしくお取り計らい願います。

医政発 0128 第 2 号 令和 3 年 1 月 28 日

各 都 道 府 県 知 事 保健所設置市長 特 別 区 長 地方厚生(支)局長

厚生労働省医政局長 (公印省略)

再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則及び臨床研究法施行規則の 一部を改正する省令の施行について

今般、再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則及び臨床研究法施 行規則の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第14号。以下「改正省 令」という。)が令和3年1月28日付けで別添のとおり公布され、同年2月1 日付けで施行されます。

改正省令の趣旨、内容等については下記のとおりですので、御了知の上、関係 団体、関係機関等に周知徹底を図るとともに、その実施に遺漏なきようご配慮願 います。

記

第1 改正の趣旨

我が国においては、再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則(平成 26 年厚生労働省令第 110 号。以下「再生医療法施行規則」という。)第 8 条の 9 第 1 項及び臨床研究法施行規則(平成 30 年厚生労働省令第 17 号)第 24 条第 1 項に基づき、あらかじめ、臨床研究を実施するに当たり WHO が公表を求める事項を厚生労働省が整備するデータベースに記録することにより、当該事項を公表しなければならないこととされているところ、厚生労働省において jRCT (臨床研究実施計画・研究概要公開システム)を整備し、Primary Registry (※) として WHO から平成 30 年 12 月に承認を受けている。

(※) 治験・臨床研究を登録・公開する機関として、WHO が定めた基準(WHO Primary Registry

Criteria) を満たし、その旨が認められた機関。

近年、研究開始時に研究計画書を論文として広く公表し、その査読を経た 上で研究を実施することが国際的に評価される傾向にある。研究計画書だ けを内容とする論文はプロトコール論文と呼ばれ、その寄稿のためには、当 該研究計画書に基づき今後実施する研究内容について、WHO が公表を求める 臨床試験の実施状況に関する24項目をデータベースに登録する必要がある。 今般、当該 24 項目の一つである IPD シェアリング (匿名化された被験者 データの二次利用をいう。以下同じ。) の記入欄が jRCT 上明確になっていな いことから、令和3年1月にシステムを改修し、記入欄を設けることとした。 iRCT における記入欄は、再生医療等の安全性の確保等に関する法律(平 成 25 年法律第 85 号) 第4条第1項に規定する再生医療等提供計画(以下 [再生医療等提供計画」という。) 又は臨床研究法(平成 29 年法律第 16 号) 第5条第1項に規定する実施計画(以下「実施計画」という。)に対応した ものとなっており、再生医療等提供計画は再生医療法施行規則第27条第1 項に規定する様式第1により提出され、実施計画は臨床研究法施行規則第 39 条第1項に規定する様式第1により提出されるものであるところ、jRCT のシステム改修にあわせて、これらの様式に IPD シェアリングの記入欄を 追加する等、所要の改正を行う。

第2 改正の内容

再生医療法施行規則様式第1 (第10面)を改正し、「7 その他」の欄に IPD シェアリングの記入欄を追加すること。

臨床研究法施行規則様式第1を改正し、「7 その他の事項(1)特定臨床研究の対象者等への説明及び同意に関する事項」の欄に IPD シェアリングの記入欄を追加すること。

その他所要の改正を行うこと。

第3 施行期日

令和3年2月1日

1

再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則及び臨床研究法施行規則の一部を改正する省令を十五条並びに臨床研究法(平成二十九年法律第十六号)第五条第一項及び第三十八条の規定に基づき、再生医療等の安全性の確保等に関する法律(平成二十五年法律第八十五号)第四条第一項及び第二〇厚生労働省令第十四号 次のように定める。

厚生労働大臣 田村 憲久

令和三年一月二十八日

を次のように改める。

生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則及び臨床研究法施行規則の一部を改正する省令

(第二十七条関係) (第十面) 様式第

その他		
個人情報の取扱いの方法		
再生医療等を受けた個々の者の匿名化 されたデータを共有する予定	口有	口無
Plan to share IPD	<u> </u>	
上記予定の詳細		
Plan description		·
教育又は研修の方法		
苦情及び問合せへの対応に関する体制 の整備状況		
国際共同研究を行う研究	□該当	□ 非該当
遺伝子治療等臨床研究に関する指針 (平成27年厚生労働省告示第344号)の 対象となる再生医療等	□ 該当	□ 非該当
遺伝子組換え生物等の使用等の規制に よる生物の多様性の確保に関する法律 (平成15年法律第97号)の対象となる 再生医療等	□ 該当	□ 非該当
医薬品、医療機器等の品質、有効性及 び安全性の確保等に関する法律に規定 する生物由来製品に指定が見込まれる 医薬品又は医療機器	□該当	□ 非該当
他の臨床研究登録機関発行の研究番号		
他の臨床研究登録機関の名称		**************************************
Issuing Authority		

官

(留意事項)

- 用紙の大きさは、A4とすること。 1
- 提出は、正本1通とすること。
- 各項目の記載欄にその記載事項の全てを記載する事ができないときには、同欄に「別紙 のとおり。」と記載し、別紙を添付すること。
- 1 (1) 「Scientific Title (Acronym)」の欄には、Scientific Titleの後に、 その略称を記載すること。「Public Title(Acronym)」の欄も同様とする。
- 1 (2) の「第1症例登録日」の欄については、空欄で提出すること。ただし、第1症 例登録後遅滞なく、法第5条第1項の規定による再生医療等提供計画の変更を行うこと。
- 1 (2) の「対象疾患コード」、「対象疾患キーワード」、「介入コード」、「介入キ ーワード」、2の「e-Rad番号」、6の「認定再生医療等委員会が当該再生医療等に発行 した審査受付番号」の欄については任意記載とする。
- 2 (2) のその他研究の実施体制に関する事項の「氏名」の欄には、所属における担当 部門の長ではなく、当該再生医療等の提供を行う担当責任者を記載すること。
- 2 (2)の「実施責任者・再生医療等の提供を行う医療機関の管理者以外の研究を総括 する者」、4の「研究資金等の提供組織名称」の欄については、個別の研究毎に Secondary Sponsorの該当性を判断し、記入すること。Secondary Sponsorは、Primary Sponsor(再生医療等の提供を行う医療機関の管理者)が負う研究の実施に係る責務のう ち、研究の立案や研究資金の調達に係る責務について、Primary Sponsorと共同してその 責務を負う者とする。
- 3 (4) の「一般的名称等」の欄については、医薬品又は医療機器のうち該当する項目 のみ記載すること。
- 4 (2) の「主たる評価項目に係る研究結果」の欄については、空欄で提出すること。 ただし、再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則第8条の9第2項の主要評価 項目報告書を作成後遅滞なく、法第5条第1項の規定による再生医療等提供計画の変更を 行うこと。
- 4 (2) の「提供する再生医療等の安全性についての検討内容」及び「提供する再生医

3

療等の妥当性についての検討内容」の欄には、検討の過程で用いた科学的文献その他の 関連する情報又は実験結果も含め、検討の詳細をそれぞれ記載すること。

- 12 7の「IPD」は、deidentified individual clinical trial participant-level data のこと。
- 13 7の「上記予定の詳細」の欄には、「再生医療等を受けた個々の者の匿名化されたデータを共有する予定」の欄で「有」を選択した場合、いつどのような方法でどのデータを共有するかを記入すること。

様式第一 (第三十九条関係)

実施計画

月 日, 年

地方厚生局長 殿

研究責任医師(多施設共同研究とし て実施する場合は、研究代表医師) 住 所

下記のとおり、特定臨床研究を実施したいので、臨床研究法第5条第1項の規定により実施計画を提 出します。

記

特定臨床研究の実施体制に関する事項及び特定臨床研究を行う施設の構造設備に関する事項

(1)研究の名称

研究名称	
Scientific Title (Acronym)	
平易な研究名称	
Public Title (Acronym)	

研究責任医師(多施設共同研究の場合は、研究代表医師)に関する事項等

4 / 別九民正広門(3		四時、一次・モデスサ
研究責任医師(多	氏名	
施設共同研究の場	Name	
合は、研究代表医	e-Rad番号	
師)の連絡先	所属機関(実施医療機関)	
Contact for	Affiliation	•
Scientific Queries	所属部署	
	所属機関の郵便番号	
	所属機関の住所	
	Address	
	電話番号	
	電子メールアドレス	·
研究に関する問合	担当者氏名	
わせ先	Name .	
Contact for Public	担当者所属機関	
Queries	Affiliation	
	担当者所属部署	
	担当者所属機関の郵便番号	
	担当者所属機関の住所	
	Address	
	電話番号	
	FAX番号	
	電子メールアドレス	
研究責任医師(多施	設共同研究	
の場合は、研究代表	医師)の所	
550 AL 72 CT AVE DE CHE JAN BE	3 O MT THE - TO 1	

る実施医療機関の管理者の

氏名

5

調整・管理実	務担当機関	
調整・管理	氏名	
実務担当者	e-Rad番号	
	所属	
	役職	

役職

令和 3 年 1	, 月 28 日 休曜日	3 信	報	•	(号外第 1 9 号)
研究代表医	氏名				
	Name				
-, -,,,,,,,,,	e-Rad番号				
l	所属				
	Affiliation				(
<u> </u>	役職	,		 .	
<u> </u>	Secondary	口 該当	<u> </u>		
	Sponsorの該当性				,
	る場合は、上記の	個日を指定	して記載すること	<u> </u>	
※複数該ヨルの	る場合は、上配り.	外口で孩子		•	
4)夕忧乳廿日	研究における研究	春 龙原饰!!!!	明才ス宮陌笙		
	究機関の該当の有無		コーあり		ロなし
多胞放头问啊!	光機関の設当の行	mt	. 609		
	氏名				
研究責任医師					
の連絡先	Name			<u> </u>	<u></u> .
	e-Rad番号			******	
	所属機関(実施	医療機関)	<u> </u>		
	Affiliation				
	所属部署	<u> </u>	<u> </u>		
	所属機関の郵便	番号			
	所属機関の住所				
	電話番号				
	電子メールアド	レス			
研究に関する	担当者氏名				
問合わせ先	担当者所属機関		-		
	担当者所属部署				
ı	担当者所属機関の	新便番号	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	144	

ロ あり

ロ なし

※複数該当がある場合は、上記の項目を複写して記載すること

担当者所属機関の住所

電子メールアドレス

電話番号 FAX番号

研究責任医師の所属する実施医療機関の管

当該特定臨床研究に対する管理者の許可の

認定臨床研究審査委員会の承認日(当該研究責任医師の研究実施について記載された

実施計画が委員会に承認された日〉 救急医療に必要な施設又は設備

理者の氏名

2 特定臨床研究の目的及び内容並びにこれに用いる医薬品等の概要

2 特定臨床研究の目的及び内容 (1)特定臨床研究の目的及び内容

· / 19 /C P#1 / 14 /	170-0 [170-0 1.1					
研究の目的						
試験のフェー	ズ					
Phase			•			
症例登録開始	予定日					
第 1 症例登録	B		-			
実施期間						
実施予定被験	者数					
試験の種類						
Study Type						
試験デザイン	,					
Study Design						
プラセボの有	無		あり		П	なし
盲検の有無			あり			なし・
無作為化の有	無		あり			なし
保険外併用療	養の有無		あり			なし
臨床研究を実	施する国(日本以外)					
Countries of I	Recruitment					
研究対象者	主たる選択基準					
の適格基準	Inclusion Criteria					
Key	主たる除外基準					·
Inclusion & Exclusion	Exclusion Criteria					
Criteria	年齡下限					
0	Age Minimum					
	年齡上限	Ĭ				
	Age Maximum					
	性別					
	Gender					
中止基準						· ·
対象疾患名		<u> </u>		***************************************		******************************
i	ion(s) or Problem(s)					
Studied		-	***			
対象疾患コー		<u> </u>				
対象疾患キー		 .				
Keyword		<u> </u>	+ 11			
介入の有無			あり			なし
介入の内容						
Intervention(s						
介入コード		-		· · · -		
介入キーワー	- h	. 				
Keyword						
主たる評価項						
Primary Outc		ļ				
副次的な評価		ļ				
Secondary Or	utcome(s)	i				

2)特	定臨床研究に月	flいる医薬品等	手の根	要							
医薬品	品、医療機器、	再生医療等製	品の	別		医薬品			医療機器		再生医療等製品
医薬品	品医療機器等法	における未承	認、			未承認			適応外		承認内
適応を	小、承認内の別]									
般	医薬品	一般名称() 未承認の場合 コードを記述	合は間	開発							
名称		(ح									
等		販売名(海線 場合は国名 ること)							·		
	,	承認番号							•	_	
	医療機器	類別				-					
		一般的名称							,		
		承認・認証・J	置出	等号							
	再生医療等	類別									
	製品	一般的名称									· ·
		承認番号	· .						-		<u></u>
被験	楽等提供者	名称									
		所在地									
1)監	臨床研究の実施 査の実施予定 の実施予定の有			トる事							
1	定臨床研究の記							·			
特定	臨床研究の	進捗状況							******		*********
進捗	犬況	Recruitment S	tatus	; 		-					•
		主たる評価項	百目	こ係							
	h	る研究結果									
		Summary Resu (Primary Outo Results)									
ikit ⊏	臨床研究の対象	54.1一种医学5	記事なり	⊢ 1+ ≠	. # 2 4	小油煤罩	5,7€ EE •	庭/	7.担供严照士	ス度で	·
	臨床研究の対象			あり		4 V 7 (11) LSQ (A)	, U- PA	J. U	ロ なし		
の有類		トローマンでは	.	<i>0</i>) 9			,		ا م		
補償		加入の有無		あり					ロ なし		
の内容	<u> </u>	の補償内容			_			_			
	<u> </u>	の補償の内容			-			<u> </u>			
			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·								

5 特定臨床研究に用いる医薬品等の製造販売をし、又はしようとする医薬品等製造販売業者及びその 特殊関係者の当該特定臨床研究に対する関与に関する事項等

報

特定臨床研究に用いる医薬品等	.,	5条的守护	发起, 从 3.5 未 13) (1) (I) (1)	究資金等の提供等
の製造販売をし、又はしようとす					
る医薬品等製造販売業者等の名					
称					
研究資金等の提供の有無		あり			なし
研究資金等の提供組織名称					
Source of Monetary Support/					5
Secondary Sponsor		Ed No			
Secondary Sponsorの該当性		該当		10	非該当
研究資金等の提供に係る契約締		あり		-	なし
結の有無					
契約締結日	 	<u> </u>		1_	
物品提供の有無		あり			なし
物品提供の内容					·
役務提供の有無		あり			なし
役務提供の内容					
※複数該当がある場合は、上記の項	目を	複写して	記載すること		
		t			
(2)特定臨床研究に用いる医薬品等	の医	薬品等製	造販売業者等以外	<u>からの</u>	研究資金等の提供
研究資金等の提供の有無		あり			なし
研究資金等の提供組織名称			·····		
	1				
Source of Monetary Support					
Source of Monetary Support Secondary Sponsorの該当性		該当			非該当
			記載すること		非該当
Secondary Sponsorの該当性			記載すること		非該当
Secondary Sponsorの該当性			記載すること		非該当
Secondary Sponsorの該当性	目を	複写して			非該当
Secondary Sponsorの該当性 ※複数該当がある場合は、上記の項	目を	複写して			非該当
Secondary Sponsorの該当性 ※複数該当がある場合は、上記の項 審査意見業務を行う認定臨床研究	目を	複写して			非該当
Secondary Sponsorの該当性 ※複数該当がある場合は、上記の項 審査意見業務を行う認定臨床研究 当該特定臨床研究について審査意	目を	複写して			非該当
Secondary Sponsorの該当性 ※複数該当がある場合は、上記の項 審査意見業務を行う認定臨床研究 当該特定臨床研究について審査意 行う認定臨床研究審査委員会の名	目を	複写して			非該当
Secondary Sponsorの該当性 ※複数該当がある場合は、上記の項 審査意見業務を行う認定臨床研究 当該特定臨床研究について審査意 行う認定臨床研究審査委員会の名 Name of Certified Review Board	目を	複写して			非該当
Secondary Sponsorの該当性 ※複数該当がある場合は、上記の項 審査意見業務を行う認定臨床研究 当該特定臨床研究について審査意 行う認定臨床研究審査委員会の名 Name of Certified Review Board 上記委員会の認定番号	目を	複写して			非該当
Secondary Sponsorの該当性 ※複数該当がある場合は、上記の項 審査意見業務を行う認定臨床研究 当該特定臨床研究について審査意 行う認定臨床研究審査委員会の名 Name of Certified Review Board 上記委員会の認定番号 住所	目を	複写して			非該当
Secondary Sponsorの該当性 ※複数該当がある場合は、上記の項 審査意見業務を行う認定臨床研究 当該特定臨床研究について審査意 行う認定臨床研究審査委員会の名 Name of Certified Review Board 上記委員会の認定番号 住所 Address	目を	複写して			非該当
Secondary Sponsorの該当性 ※複数該当がある場合は、上記の項 審査意見業務を行う認定臨床研究 当該特定臨床研究について審査意 行う認定臨床研究審査委員会の名 Name of Certified Review Board 上記委員会の認定番号 住所 Address 電話番号	日を 溶査業	複写して委員会の務を			非該当
Secondary Sponsorの該当性 ※複数該当がある場合は、上記の項 審査意見業務を行う認定臨床研究 当該特定臨床研究について審査意 行う認定臨床研究審査委員会の名 Name of Certified Review Board 上記委員会の認定番号 住所 Address 電話番号 電子メールアドレス	日を 溶査業	複写して委員会の務を			非該当
Secondary Sponsorの該当性 ※複数該当がある場合は、上記の項 審査意見業務を行う認定臨床研究 当該特定臨床研究について審査意 行う認定臨床研究審査委員会の名 Name of Certified Review Board 上記委員会の認定番号 住所 Address 電話番号 電子メールアドレス 審査受付番号(上記委員会が当該	を・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	複写して委員会の務を			非該当

令和 3	3年1月28日	木曜日	Ē	7		報		(号	外第 19 号)	
その作	也の事項									
(1)特別	定臨床研究の対象者	等への説明及	び同	意に	関す	る事項	-			
特定開	5床研究の対象者等	への説明及び								
同意の)内容									
特定路	5.床研究の個々の対	象者の匿名化	D;	有		□無				
された	データを共有する	予定	,							
Plan to	o share IPD							.,		
上記予	予定の詳細									
Plan d	lescription									
···										•
2)他0	の臨床研究登録機関	への登録								
他の醫	床研究登録機関発	行の研究番号								
他の路	森床研究登録機関の	名称 <u></u>	<u> </u>							
Issuing	g Authority	·								
3)特定	定臨床研究を実施す	るに当たって	留意	すべ	き事	項				
備考	国際共同研究			該	当す	る			該当しない	<u> </u>
	遺伝子治療等臨	床研究に関す		該	当す	る			該当しない	•
	る指針(平成27:	年厚生労働省								
	告示第344号)の	対象となる臨					·			
•	床研究									
	遺伝子組換え生			該	当す	る			該当しない	
	の規制による生	物の多様性の							•	
	確保に関する法						•	١.		
	法律第97号)の	対象となる薬								
	物を用いる臨床の	开究				·				
	生物由来製品に	指定が見込ま		該	当す	る			'該当しない	
	れる薬物を用いる	3.臨床研究				- .				
						•			1	
	本を通しての補足事	項等	_							
その他	<u>1</u>									
その他	<u>1</u> 2								· ·	
その他	<u></u> 43									

(留意事項)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 提出は、正本1通とすること。
- 1の「e-Rad番号」、2(1)の「対象疾患コード」、「対象疾患キーワード」、「介入コード」、 「介入キーワード」の欄については、任意記載とする。
- 4 1 (1)「Scientific Title(Acronym)」の欄には、Scientific Titleの後に、()でその略称を記載するこ と。「Public Title (Acronym)」の欄も同様とする。
- 5 1 (3)の研究責任医師以外の臨床研究に従事する者に関する事項の「氏名」の欄には、所属 における担当部門の長ではなく、当該特定臨床研究における担当責任者を記載すること。
- 6 1 (3)「研究代表医師・研究責任医師以外の研究を総括する者」、5 (1)「研究資金等の提 供組織名称」、5 (2)「研究資金等の提供組織名称」の欄については、個別の研究毎に Secondary Sponsorの該当性を判断し、記入すること。Secondary Sponsorは、Primary Sponsor (研究責任医師) が負う研究の実施に係る責務のうち、研究の立案や研究資金の調達に係る責務

について、Primary Sponsor (研究責任医師) と共同してその責務を負う者とする。

- 2 (1) の「第1症例登録日」の欄については、空欄で提出すること。ただし、第1症例登録 後遅滞なく、法第6条第1項の規定による実施計画の変更を行うこと。
- 2 (2-) の「一般名称等」の欄については、医薬品、医療機器又は再生医療等製品のうち該当 する項目にのみ記載すること。
- 3 (2) の「主たる評価項目に係る研究結果」の欄については、空欄で提出すること。ただ し、臨床研究法施行規則第24条第2項の主要評価項目報告書を作成後遅滞なく、法第6条第1項 の規定による実施計画の変更を行うこと。
- 10 7 (1) の「特定臨床研究の対象者等への説明及び同意の内容」の欄には、その記載事項の全 てを記載する事ができないときには、同欄に「別紙のとおり。」と記載し、別紙を添付すること
- 11 7 (1) Φ ΓΙΡΟΙ は、deidentified individual clinical trial participant-level dataΦ
- 12 7 (1) の「上記予定の詳細」の欄には、「特定臨床研究の個々の対象者の匿名化されたデー タを共有する予定」の欄で「有」を選択した場合、いつどのような方法でどのデータを共有する かを記入すること。



医政研発 0128 第 6 号 令和 3 年 1 月 28 日

一般社団法人 日本病院会 会長 殿

厚生労働省医政局研究開発振興課長(公印省略)

「「再生医療等の安全性の確保等に関する法律」、「再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行令」及び「再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則」の取扱いについて」及び「臨床研究法施行規則の施行等について」の一部改正について

標記につきまして、別紙のとおり各都道府県・保健所設置市・特別区衛生主管部(局)長、地方厚生局健康福祉部医事課長、認定再生医療等委員会設置者及び認定臨床研究審査委員会設置者宛に通知いたしましたので、御了知の上、貴職におかれては、貴下団体会員等に周知徹底を図るとともに、適切な指導を行い、その実施に遺漏なきようお願いいたします。

ŧ

医政研発 0128 第1号 令和3年1月28日

都 道 府 県 保健所設置市 特 別 区

衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省医政局研究開発振興課長(公印省略)

「「再生医療等の安全性の確保等に関する法律」、「再生医療等の安全性の確保 等に関する法律施行令」及び「再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行 規則」の取扱いについて」及び「臨床研究法施行規則の施行等について」の一 部改正について

再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則(平成 26 年厚生労働省令第 110 号)に基づく適正な業務の実施に当たっての留意事項等については、「「再生医療等の安全性の確保等に関する法律」、「再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行会」及び「再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則」の取扱いについて」(平成 26 年 10 月 31 日付け医政研発 1031 第 1 号厚生労働省医政局研究開発振興課長通知。以下「平成 26 年通知」という。)により、また、臨床研究法施行規則(平成 30 年厚生労働省令第 17 号)に基づく適正な業務の実施に当たっての留意事項等については、「臨床研究法施行規則の施行等について」(平成 30 年 2 月 28 日付け医政経発 0228 第 1 号・医政研発 0228 第 1 号厚生労働省医政局経済課長及び研究開発振興課長連名通知。以下「平成 30 年通知」という。)によりお示ししているところです。

今般、再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則及び臨床研究法施行規則の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第14号)が令和3年1月28日付けで公布され、同年2月1日付けで施行されることに伴い、平成26年通知の本文を別添1-1の新旧対照表のとおり、及び平成26年通知の別紙様式9を別添1-2のとおり、並びに平成30年通知の本文を別添2-1の新旧対照表のとおり、及び平成30年通知の別紙様式1を別添2-2のとおり改正し、令和3年2月1日より適用することとしましたので通知します。

ご了知の上、関係団体、関係機関等に周知徹底を図るとともに、その実施に遺漏なきようご配慮をお願いします。

○ 「再生医療等の安全性の確保等に関する法律」、「再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行令」及び「再生医療等の安全性の確保等に関する法律施 行規則」の取扱いについて(平成 26 年 10 月 31 日付け医政研発 1031 第 1 号厚生労働省医政局研究開発振興課長通知)新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

改 正 後	現 行
IV 再生医療等提供基準について	IV 再生医療等提供基準について ·
(略)	(略)
(7)省令第7条第6号関係	(7)省令第7条第6号関係
①~③ (略)	①~③ (略)
④ (略)	④ (略)
(ア) ~ (ス) (略)	(ア)~(ス) (略)
(セ) ソの「細胞提供者から取得された試料等について、当該細胞提供	(セ) ソの「細胞提供者から取得された試料等について、当該細胞提供
者又はその代諾者から同意を受ける時点では特定されない将来の	者又はその代諾者から同意を受ける時点では特定されない将来の
研究のために用いられる可能性又は他の医療機関に提供する可能	研究のために用いられる可能性又は他の医療機関に提供する可能
性がある場合には、その旨及び同意を受ける時点において想定さ	性がある場合には、その旨及び同意を受ける時点において想定さ
れる内容」については、同意を受ける時点では特定されない再生医	れる内容」については、同意を受ける時点では特定されない再生医
療等に将来的に用いられる可能性がある場合は、先行する再生医	療等に将来的に用いられる可能性がある場合は、先行する再生医
療等に係る説明及び同意の手続において、将来の再生医療等への	療等に係る説明及び同意の手続において、将来の再生医療等への
利用の可能性を含め、想定される内容を可能な限り説明するもの	利用の可能性を含め、想定される内容を可能な限り説明するもの
とする。 <u>また、上記内容のうち、再生医療等を受けた個々の者の</u>	とする。
匿名化されたデータを共有する予定の有無、及び予定がある場合・	
<u>に当該予定の詳細(いつどのような方法でどのデータを提供する</u>	
か)を明示すること。	

\cdot	
(ソ)・(タ) (略)	(ソ)・(タ) (略)
⑤ (略)	⑤ (略)
(略)	(略)
(18) 省令第8条の4第1号から第18号まで関係	(18) 省令第8条の4第1号から第18号まで関係
①~⑯ (略)	①~⑥ (略)
⑪ (略)	⑪ (略)
(ア) (略)	(ア) (略)
(イ) 説明文書及び同意文書の様式には、省令第7条第6号及び第7	(イ) 説明文書及び同意文書の様式には、省令第7条第6号及び第7
号並びに第13条及び第14条に規定する事項を含み、(7)及び	号並びに第13条及び第14条に規定する事項を含み、(7)及び
(32)~ <u>(49)</u> に従うものとすること。	<u>(31) ~ (46)</u> に従うものとすること。
(ウ) (略)	(ウ) (略)
(エ) (略)	(工) (略)
i)~iv) (略)	i)~iv) (略)
(削除)	v)細胞提供者又は再生医療等を受ける者から取得された試料等
	<u>について、細胞提供者又は再生医療等を受ける者等から同意</u> を
·	得る時点では特定されない将来の研究のために用いられる可能
	性又は他の研究機関に提供する可能性がある場合には、その情報
	と同意を得る時点において想定される内容
18 (略)	⑱ (略)
(略)	(略)
(46) 省令第 13 条第 2 項第 19 号関係	(46) 省令第 13 条第 2 項第 19 号関係
(略)	(略)
(47) 省令第 13 条第 2 項第 20 号関係	(新設)
「再生医療等を受ける者から取得された試料等について、当該者	

4.

から同意を受ける時点では特定されない将来の研究のために用いら	
れる可能性又は他の医療機関に提供する可能性がある場合には、そ	
の旨と同意を受ける時点において想定される内容」については、同	:
<u>意を受ける時点では特定されない再生医療等に将来的に用いられる</u>	
可能性がある場合は、先行する再生医療等に係る説明及び同意の手	
続において、将来の再生医療等への利用の可能性を含め、想定され	
る内容を可能な限り説明するものとする。また、上記内容のうち、	
再生医療等を受けた個々の者の匿名化されたデータを共有する予定	
<u>の有無、及び予定がある場合に当該予定の詳細(いつどのような方</u>	·
法でどのデータを提供するか)を明示すること。	
<u>(48)</u> 省令第 13 条第 2 項第 21 号関係	<u>(47)</u> 省令第 13 条第 2 項第 21 号関係
(略)	(略)
<u>(49)</u> 省令第 13 条第 2 項第 23 号関係	
(略)	(略)
	<u>(49)</u> 省令第 14 条関係
(略)	(略)
<u>(51)</u> 省令第 16 条第 1 項関係	
(略)	(略)
<u>(52)</u> 省令第 16 条第 2 項関係	<u>(51)</u> 省令第 16 条第 2 項関係
(略)	(略)
(略)	(略)
<u>(54)</u> 省令第 17 条第 4 項関係	
(略)	(略)

(略)	(略)
_(56)_省令第 19 条関係	
(略)	(略)
(略)	(略)
_(58)_省令第 20 条の 2 第 1 項関係	<u>(57)</u> 省令第 20 条の 2 第 1 項関係
(略)	(略)
(59)_省令第 20 条の 2 第 4 項関係	(58)_省令第 20 条の 2 第 4 項関係
(略)	(略)
<u>(60)</u> 省令第 22 条第 1 項及び第 2 項関係	<u>(59)</u> 省令第 22 条第 1 項及び第 2 項関係
(略)	(略)
(61) 省令第 25 条第 1 項関係	<u>(60)</u> 省令第 25 条第 1 項関係
(略)	(略)
(62) 省令第 26 条関係	<u>(61)</u> 省令第 26 条関係
(略)	(略)
(63) 省令第 26 条の 3 から第 26 条の 13 まで関係	(62) 省令第 26 条の 3 から第 26 条の 13 まで関係
(略)	(略)
	. (63) 省令第 26 条の 6 関係
(略)	(略)

年 月 日

再生医療等提供機関 名 称

住 所

管理者(多施設共同研究として実施する場合氏名 は代表管理者)の氏名

下記のとおり、再生医療等の提供を終了したので、再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則第8条の9第2項の規定により届け出ます。

記

1 再生医療等提供計画の名称等

14-		
1	再生医療等提供計画の計画番号	
2	再生医療等の名称	
(<u>a</u>)	認定再生医療等委員会の名称(認 定番号)	!

2 再生医療等の結果の要約

4	観察期間終了日	
(4)	Completion date	
(5)	実施症例数	
ا	Result actual enrolment	
6	再生医療等を受けた者の背景情報	
ا	Baseline Characteristics	
	再生医療等のデザインに応じた進	•
7	行状況に関する情報	
	Participant flow	
8	疾病等の発生状況のまとめ	
	Adverse events	
	主要評価項目及び副次評価項目の	
9	データ解析及び結果	
	Outcome measures	
100	簡潔な要約	
	Brief summary	
(1)	公開予定日	

別紙様式第九(省令第八条の九関係)(裏面)

1 .	結果に関する最初の出版物での発 表日	
	Date of the first journal publication of results	
	結果と出版物に関するURL(複数 可)	
⁽¹³⁾	URL hyperlink(s) related to results and publications	

3 IPD (deidentified individual clinical trial participant-level data) シェアリング (再生医療等を受けた個々の者の匿名化されたデータの共有)

14	再生医療等を受けた個々の者の匿 名化されたデータを共有する予定	□有	□ 無	
	Plan to share IPD		 	·
15	上記予定の詳細		 	
	Plan description			

(留意事項)

- (1) 用紙の大きさは、A4とすること。
- (2) 提出は、正本1通とすること。
- (3) ④の「観察期間終了日」は、全ての評価項目に係るデータの収集を行うための期間が終了した日(最後に再生医療等を受けた者の最終観察日)を記入すること。
- (4)⑤の「実施症例数」は、当該再生医療等を受けた者の数を記入すること。
- (5) ⑥の「再生医療等を受けた者の背景情報」は、全ての再生医療等を受けた者、各群(再 生医療等を受けた者の最初の割付け)又は比較グループ(分析対象のグループ)について、 再生医療等の開始時に収集されたデータを記入すること。年齢、性別を含むこと。
- (6) ⑦の「再生医療等のデザインに応じた進行状況に関する情報」は、再生医療等の各段階を通して、進捗や再生医療等を受けた者の数の推移等を記入すること。
- (7) ⑧の「疾病等の発生状況のまとめ」は、再生医療等の提供中に起こった又は提供終了後 一定期間内に起こった再生医療等を受けた者の疾病等(健康上の好ましくない変化(臨床 検査値異常を含む)、全ての重篤な有害事象、死亡)について記入すること。
- (8) ⑨の「主要評価項目及び副次評価項目のデータ及び解析結果」は、各群又は比較グループごとに、主要評価項目及び副次評価項目、それらの指標に関するデータ並びに科学的に適切な統計学的分析の結果等を記入すること。
- (9) ⑪の「公開予定日」は、再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則第8条の 9第4項に規定する主要評価項目報告書又は総括報告書の概要の公開が可能な予定日を記 入すること。
- (10) ⑫の「結果に関する最初の出版物での発表日」及び⑬の「結果と出版に関するURL(複数可)」について、終了届書の提出時点では記入できない場合は空欄で提出し、公開時に厚生労働省が整備するデータベースに記録することにより、公開すること。
- (11) ⑤の「上記予定の詳細」は、⑥の「再生医療等を受けた個々の者の匿名化されたデータを共有する予定」で「有」を選択した場合、いつどのような方法でどのデータを共有するかを記入すること。

○ 臨床研究法施行規則の施行等について(平成30年2月28日付け医政経発0228第1号・医政研発0228第1号厚生労働省医政局経済課長及び研究開発振 興課長連名通知)新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

改 正 後	現 行
2. 法第2章関係	2. 法第2章関係
(略)	(略)
(11) 規則第 14 条第 1 号から第 18 号まで関係	(11) 規則第 14 条第 1 号から第 18 号まで関係
①~⑯ (略)	①~⑯ (略)
⑰ 「臨床研究の対象者に対する説明及びその同意(これらに用いる	⑰ 「臨床研究の対象者に対する説明及びその同意(これらに用いる
様式を含む。)」の記載に当たっては、次に掲げる事項に留意するこ	様式を含む。)」の記載に当たっては、次に掲げる事項に留意するこ
と。	೬.
(ア)~(エ) (略)	(ア)~(エ) (略)
(才) (略)	(才) (略)
i)~iv) (略)	i)~iv) (略)
(削除)	v)臨床研究の対象者から取得された試料・情報について、臨床
	研究の対象者等から同意を得る時点では特定されない将来の研
	究のために用いられる可能性又は他の研究機関に提供する可能
	性がある場合には、その旨と同意を得る時点において想定され
	<u>る内容</u>
(カ)~(ケ) (略)	(カ)~(ケ) (略)
18・19 (略)	⑧・⑲ (略)
(略)	(略)

(47) 規則第 46 条第 8 号関係	(47) 規則第 46 条第 8 号関係
(略)	(略)
	(新設)
① 「特定臨床研究の対象者の個人情報の保護に関する事項」には、	
取得された試料・情報について、臨床研究の対象者等から同意を得	
<u>る時点では特定されない将来の研究のために用いられる可能性又は</u>	
他の研究機関に提供する可能性がある場合には、その旨と同意を得	
る時点において想定される内容を含むこと。	
② ①の事項のうち、特定臨床研究の個々の対象者の匿名化されたデ	
<u>ータを共有する予定の有無、及び予定がある場合に当該予定の詳細</u>	
(いつどのような方法でどのデータを提供するか) を明示するこ	
<u> 논.</u> .	
<u>(49)</u> 規則第 46 条第 11 号関係	<u>(48)</u> 規則第 46 条第 11 号関係
(略)	(略)
	<u>(49)</u> 規則第 46 条第 14 号関係
(略)	(略)
<u>(51)</u> 規則第 46 条第 15 号関係	_(50)_規則第 46 条第 15 号関係
(略)	(略)
	<u>(51)</u> 規則第 46 条第 16 号関係
(略)	(略)
<u>(53)</u> 規則第 46 条第 17 号関係	
(略)	(略)
(略)	(略)

(略)	(略)
(略)	(略)
(57) 規則第 48 条関係	
(略)	(略)
<u>(58)</u> 規則第 49 条関係	<u>(57)</u> 規則第 49 条関係
(略)	(略)
<u>(59)</u> 規則第 50 条関係	<u>(58)</u> 規則第 50 条関係
(略)	(略)
(60) 規則第 52 条関係	
(略)	(略)
<u>(61)</u> 法第 10 条関係	
(略)	(略)
<u>(62)</u> 規則第 53 条第 1 項第 2 号関係	(61)_規則第 53 条第 1 項第 2 号関係
(略)	(略)
<u>(63)</u> 規則第 53 条第 2 項関係	<u>(62)</u> 規則第 53 条第 2 項関係
(略)	(略)
<u>(64)</u> 規則第 53 条第 3 項関係	
(略)	(略)
<u>(65)</u> 法第 13 条関係	<u>(64)</u> 法第 13 条関係
(略)	(略)
(66) 規則第 54 条関係	
(略)	(略)

(67) 規則第 54 条第 3 項関係	(66) 規則第 54 条第 3 項関係
(略)	(略)
(68) 規則第 56 条関係	
(略)	(略)
	<u>(68)</u> 規則第 59 条関係
(略)	(略)
	<u>(69)</u> 規則第 59 条第 3 項関係
(略)	(略)
	<u>(70)</u> 規則第 60 条関係
(略)	(略)
<u>(72)</u> 規則第 61 条関係	
(略)	(略)
<u>(73)</u> 規則第 62 条第 1 項関係	
(略)	(略)
(略)	(略)
(75) 法第 21 条及び規則第 63 条関係	<u>(74)</u> 法第 21 条及び規則第 63 条関係
(略)	(略)

- ·

.

終了届書

年 月 日

地方厚生局長 殿

研究責任医師(多施設共同研究として実施す 氏 名 る場合は、研究代表医師) 住 所

下記のとおり、臨床研究法施行規則(平成30年厚生労働省令第17号)第24条第5項の規定により提出します。

記

1	臨床	研究の名称等

0	実施計画の実施計画番号	
®	研究名称	
3	平易な研究名称	
4	認定臨床研究審査委員会の名称(認定番号)	
		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •
臨	宋研究結果の要約	·
5	観察期間終了日	
	Completion date	·
6	実施症例数	
	Result actual enrolment	
7	臨床研究の対象者の背景情報	
	Baseline Characteristics	
8	臨床研究のデザインに応じた進行状況に関	
	する情報	
	Participant flow	
9	疾病等の発生状況のまとめ	
	Adverse events	
100	主要評価項目及び副次評価項目のデータ解	
	析及び結果	
	Outcome measures	
1	簡潔な要約	
	Brief summary	
12	公開予定日	
13	結果に関する最初の出版物での発表日	
	Date of the first journal publication of results	·
19	結果と出版物に関するURL(複数可)	
	URL, hyperlink(s) related to results and	
	publications	

3	PD	(deidentified individual clinical trial participant-level data)	シェアリング	(特定臨床研究の個々の対象者の匿名化されたデータ
σ)共有	•		

15	特定臨床研究の個々の対象者の匿名化され	□有	□無
1	たデータを共有する予定		
	Plan to share IPD		
160	上記予定の詳細		,
	Plan description		

(留意事項)

- (1) 用紙の大きさは、A4とすること。
- (2) 提出は、正本 1 通とすること。
- (3) ⑤の「観察期間終了日」は、全ての評価項目に係るデータの収集を行うための期間が終了した日(最後の臨床研究の対象者の最終観察日)を記入すること。
- (4)⑥の「実施症例数」は、当該臨床研究に参加した対象者数を記入すること。
- (5) ⑦の「臨床研究の対象者の背景情報」は、全ての臨床研究の対象者、各群(臨床研究の対象者の最初の割付け)又は比較グループ(分析対象のグループ)について、臨床研究開始時に収集されたデータを記入すること。年齢、性別を含むこと。
- (6) ⑧の「臨床研究のデザインに応じた進行状況に関する情報」は、臨床研究の各段階を通して、進捗や臨床研究の対象者数推移等を記入すること。
- (7) ③の「疾病等の発生状況のまとめ」は、臨床研究の実施中又は研究終了後一定期間内に起こった臨床研究の対象者の疾病等(健康上の好ましくない変化(臨床検査値異常を含む)、全ての重篤な有害事象、死亡)について記入すること。
- (8) ⑩の「主要評価項目及び副次評価項目のデータ解析及び結果」は、各群又は比較グループごとに、主要評価項目及び副次評価項目及び引力でいる。
- (9) ②の「公開予定日」は、臨床研究法施行規則第24条第5項に規定する総括報告書の概要、研究計画書、統計解析計画書の公開が可能な予定日を記入すること。
- (10) ③の「結果に関する最初の出版物での発表日」及び④の「結果と出版物に関するURL(複数可)」について、終了届書の 提出時点では記入できない場合は空欄で提出し、公開時に厚生労働省が整備するデータベースに記録することにより、公 開すること。
- (11) ⑥の「上記予定の詳細」には、「特定臨床研究の個々の対象者の匿名化されたデータを共有する予定」で「有」を選択した場合、いつどのような方法でどのデータを共有するかを記入すること。